

## 認定看護管理者認定審査受験資格要件の変更について

認定看護管理者の実践の質を保証し、より様々な教育背景をもつ受験者の認定審査申請が可能となるよう、認定看護管理者認定審査受験資格要件を以下の通り変更します。

現在の受験資格要件は 2021 年（第 25 回認定審査）をもって終了し、2022 年（第 26 回認定審査）からは新たな受験資格要件が適用されます。

1. 全ての受験者に通算 3 年以上の看護管理（看護師長相当以上）の経験を求める。

日本看護協会認定看護管理者規程には「看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与する」と規定されており、本制度の趣旨に沿う質の高い組織的な看護サービスを認定看護管理者が提供するためには、看護管理者としての経験が必要である。認定看護管理者の専門は看護管理のため、その能力をはかるための審査の受験資格要件として全ての受験者に通算 3 年以上の看護管理（看護師長相当以上<sup>1)</sup>）の経験を求める。

2. 認定看護管理者教育課程サードレベル修了者以外の受験者について、看護系大学院の修士課程修了や専攻分野名を限定せず「看護管理に関連する学問領域<sup>2)</sup>の修士以上の学位を取得している者」とする。

(変更箇所：下線)

2021 年まで		2022 年以降	
看護師免許を取得後、実務経験が通算 5 年以上あること。		看護師免許を取得後、実務経験が通算 5 年以上あること。 <u>そのうち通算 3 年以上は看護師長相当以上<sup>1)</sup>の看護管理の経験があること。</u>	
要件 1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者	要件 1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者
要件 2	看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者で、修士課程修了後の実務経験が 3 年以上である者	削除	
要件 3	師長以上の職位での管理経験が 3 年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者	要件 2	<u>看護管理に関連する学問領域<sup>2)</sup>の修士以上の学位を取得している者</u>
要件 4	師長以上の職位での管理経験が 3 年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している。		

<sup>1)</sup> 受験者の多くが病院に所属しており、一般的に看護管理者は看護師長以上をいう。しかし、所属先や職位を限定するものではないため「看護師長相当以上」としました。

<sup>2)</sup> 新たな要件には現行の要件 3、4 が含まれます。様々な教育背景をもつ受験者の認定審査申請を可能とし、幅広く受験者を募ることを目的としており、専攻分野名を看護管理専攻に限定するものではありません。